

横浜市戸塚地域療育センター、横浜市東戸塚地区センター及び横浜市東戸塚地域ケアプラザの
所有区分及び管理に関する覚書

横浜市福祉局障害施設課、戸塚区地域振興課及び戸塚区福祉保健課は、協議のうえ、横浜市戸塚地
域療育センター、横浜市東戸塚地区センター及び横浜市東戸塚地域ケアプラザの所有区分及び使用区
分並びに施設の管理について、次のとおり協定を締結する。

平成14年 4月 1日
平成14年12月24日 (改定)
平成17年12月26日 (改定)

福祉局障害施設課長
戸塚区地域振興課長
戸塚区福祉保健課長

(対象施設)

1 この協定の対象となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 所在地
横浜市戸塚区川上町4番地の4
- (2) 敷地総面積
8,556.95㎡
- (3) 建物構造
鉄筋コンクリート造2階建

- (4) 規模
専有床総面積 5,232.5㎡
(内訳)

| 施設名 | 専有床面積(㎡) |
|----------|----------|
| 地域療育センター | 2,462.76 |
| 地区センター | 1,969.30 |
| 地域ケアプラザ | 800.44 |

(財産区分)

2 財産区分については、以下のとおりとする。

- (1) 土地
全体市所有地は共有して所有することとし、専有面積の按分率に応じて、4,500.96㎡
を福祉局財産、4,055.99㎡を戸塚区財産とする。

- (2) 建物
建物は区分所有することとし、横浜市戸塚地域療育センター2,462.76㎡を福祉局財産、
横浜市東戸塚地区センター1,969.30㎡を戸塚区地域振興課所管の戸塚区財産、及び横浜
市東戸塚地域ケアプラザ800.44㎡を戸塚区福祉保健課所管の戸塚区財産とする。

- (3) 財産に関する特記事項
行政財産の目的外使用については、指定の局又は区が行政財産の目的外使用の許可をすること
とし、目的外使用にかかる使用料の納入がある場合には、許可をした局又は区がこれを受けるこ
ととする。

(施設管理)

3 施設の管理区分及び経費負担については、別表2(ただし、共用設備リースを除いた部分につい
ては平成18年4月1日から適用し、それまでは従前の覚書による)のとおりとする。

なお、共用部分の施設整備にかかる日常管理については、全施設の協力のもと、実施するもの
とする。

また、出入口の鍵の開閉については、各施設で鍵を管理し、最も早く出勤した者が鍵の解除を行
い、一番最後に帰宅する者が戸締りを行うこととする。(各施設で最後に帰宅する者は専有部分及
び所管する共用部分の戸締まりを確認し、他の施設に先に帰宅する旨を伝えて帰ること。)

(その他)

4 この覚書に定めのない事項については、3者でその都度協議して定めるものとする。

別表1 建物の財産区分

| | 所管施設 | 階数 | 室名等 |
|----------|----------|----------------|---|
| 専有 部分 | 地域療育センター | 1階 2階 | 知的障害児通園施設・肢体不自由児通園施設・診療所・ 玄関ホール・職員室・調理室・職員休憩室・廊下・エレベーター・エレベーター機械室・更衣室・便所 他 |
| | 地区センター | 1階 2階 | プレイルーム・ロビー・図書コーナー・和室・多目的ギャラリー・料理室・工芸室・中会議室・小会議室・娯楽コーナー・事務室・湯沸室・印刷コーナー・便所・倉庫・エレベーター・エレベーター機械室 他 |
| | 地域ケアプラザ | 1階 2階 | ビューロー（事務室・会議室・相談室・倉庫 他） ケアプラザ（玄関ホール・機械室・エレベーター機械室・事務室・相談室・更衣室・休養室・ケアルーム・浴室・脱衣室・前室・洗濯室・厨房・給食室・デイルーム・便所 他） |
| 共用 部分 | 各施設 | 地下 1階 2階 | 機械室・エントランスホール他・電気室・駐車場 |

別表2 管理区分

| 項目 | 管理主体 | 内容 |
|--------------|--------|--|
| 日常管理 | | |
| 専有部分 | 各施設 | 専有部分は各施設で管理し、経費負担を行う |
| 共用部分 | 全施設 | 全施設で管理し、保守点検・修繕等については、事務局施設が各施設の事務を取りまとめる行う 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり |
| 敷地部分 | 全施設 | 全施設で管理し、保守点検・修繕等については、事務局施設が各施設の事務を取りまとめる行う 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり |
| 光熱水費 | 全施設 | 事務局施設が各施設の事務を取りまとめる行う 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり |
| 保守点検委託業務 | | |
| 専有部分 | 各施設 | 専有部分は各施設で委託し、経費負担を行う |
| 共用部分 敷地部分 | 全施設 | 事務局施設が各施設の事務を取りまとめる行う 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり |
| 総括防火管理者 | 療育センター | ほかに各施設毎に防火管理者を置く |
| 修繕業務 | | |
| 専有部分 | 各施設 | 専有部分は各施設で管理し、経費負担を行う |
| 共用部分 敷地部分 | 全施設 | 事務局施設が各施設の事務を取りまとめる行う 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり |
| 共用設備リース | 療育センター | 事務局施設が各施設の事務を取りまとめる行う 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり |

別表3 光熱水費・共用部分の保守点検委託、修繕業務、共用設備リースに関する事務局施設・経費負担割合等

| 項目 | | 事務局施設 | 経費負担割合 (%) | | | 内容 | |
|------------|------------------------------------|--------|------------|---------|--|--|-------------|
| | | | 療育 | 地区 | アミ | | |
| 光熱水費 | 電気 | 地区センター | 30 | 44 | 26 | | |
| | ガス | 地区センター | 30 | 36 | 34 | | |
| | 水道 | 地区センター | 41 | 31 | 28 | | |
| 保守点検委託 | 清掃 | 療育センター | 50 | 50 | 0 | 日常清掃 (共用部分) | 毎日 *除外日有 |
| | | | 90 | 0 | 10 | 日常清掃 (専有部分) | 月1回 |
| | | | 75 | 0 | 25 | 害虫駆除 | 年3回 |
| | | | 47 | 38 | 15 | 定期清掃 | 年6回 |
| | | | | | | 窓ガラス・カーペット清掃、植栽管理 | 年4回 |
| | | | | | | 貯水槽・湧水槽清掃、排水管清掃 | 年1回 |
| | 100 | 0 | 0 | 地下機械室清掃 | 月1回 | | |
| | | | | 空気環境測定 | 年2回 | | |
| | | | | 水質検査 | 年1回 | | |
| | 機械整備 | 療育センター | 47 | 38 | 15 | 日常機械整備 | |
| | エレベーター保守 | 療育センター | 50 | 50 | 0 | エレベーター設備 (2基) | 月1回 |
| | 自動ドア保守 | 療育センター | 57 | 29 | 14 | 自動ドア (7台) | 年4回 |
| | 消防設備保守 (各消防機器・非常用自家発電装置・直流電源装置) | 療育センター | 47 | 38 | 15 | 自動火災報知設備、防火排煙設備、非常放送設備、誘導灯・消火設備、ガス漏れ火災警報設備、避難器具、非常用自家発動機保守、直流電源装置保守等 | 年2回 |
| 空調機器関係保守 | 療育センター | 47 | 38 | 15 | 空調機器・ファンコイルユニット保守 各種フィルター清掃 循環浄化装置等保守 給湯ポンプ保守、冷暖房切替等 蓄熱槽清掃、中央監視盤保守 | 年2回 年4回 年3回 年2回 年1回 | |
| 設備総合巡視点検 | 療育センター | 47 | 38 | 15 | 電気・空調・給排水設備の巡視点検 | 月1回 | |
| 冷暖房機器関係保守 | 療育センター | 47 | 38 | 15 | ヒートポンプファンユニット保守 季節切替 | 年4回 | |
| 自家用電気工作物保守 | 療育センター | 47 | 38 | 15 | 自家用電気工作物の保守管理 | 月1回 | |
| 修繕 | 共用部分 敷地部分 | 療育センター | 47 | 38 | 15 | | |
| リース | 電話交換機設備等リース | 療育センター | 62.5 | 12.5 | 25 | 電話交換機設備等リース経費 | 月1回 |